

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>東京学芸大学大学院教育学研究科教育実践創成講座に所属する教員</u>（以下「専任教員」という。）の採用、<u>昇任及び移籍</u>（以下「採用等」という。）並びに<u>教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）第28条及び第41条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</u></p> <p>(専任教員候補者の選考)</p> <p>第2条 専任教員候補者の選考は、<u>教職大学院教員候補者選考委員会</u>（以下この条から<u>第12条</u>までにおいて「選考委員会」という。）が専任教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから<u>教職大学院教授会</u>（以下「教授会」という。）が行う。</p> <p>(候補者に係る開設承認等)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教職大学院長</p> <p>(2) 副教職大学院長</p> <p>(3) 当該プログラムを担当する教授 <u>1名</u></p> <p>(4) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 <u>3名</u></p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>(専任教員候補者の選考手続)</p> <p>第6条 選考委員会における候補者の選考は、<u>単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u></p> <p>2 〔省略〕</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>東京学芸大学大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻</u>（以下「<u>教職大学院</u>」という。）を担当する<u>教育実践創成講座に所属する教員</u>（以下「専任教員」という。）の採用、<u>昇任及び移籍</u>（以下「採用等」という。）及び<u>教職大学院を担当する特任教員（国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（平成18年規則第22号。以下「特任教員就業規則」という。）第2条に規定するものをいう。）の採用並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第29条及び第43条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</u></p> <p>(専任教員候補者の選考)</p> <p>第2条 専任教員候補者の選考は、<u>教職大学院教員候補者選考委員会</u>（以下この条から<u>第11条</u>までにおいて「選考委員会」という。）が専任教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、<u>総合教育科学系の教授会</u>（以下「教授会」という。）が行う。</p> <p>(候補者に係る開設承認等)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条の2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教職大学院長</p> <p>(2) 副教職大学院長</p> <p>(3) <u>総合教育科学系長</u></p> <p>(4) 当該プログラムを担当する教授 <u>2名</u></p> <p>(5) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 <u>3名</u></p> <p>(委員長)</p> <p>第3条の3 〔省略〕</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>(専任教員候補者の選考手続)</p> <p>第4条 選考委員会における候補者の選考は、<u>単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u></p> <p>2 〔省略〕</p>

3 委員長は、第1項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第2）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4・5 〔省略〕

（専任教員の選考）

第7条 教員人事会議は、前条第5項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員等選考結果報告書（様式第4）により、教育研究評議会に報告するものとする。

3・4 〔省略〕

（選考の基準）

第8条 候補者の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に基づき行わなければならない。ただし、実務家教員（教職等において実務の経験を有する者）の選考基準については、別に定める。

（候補者の再審査）

第9条 〔省略〕

（候補者の選考の制限）

第10条 〔省略〕

（選考委員会の定足数）

第11条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

（選考委員会委員以外の者の出席）

第12条 選考委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公募）

第13条 〔省略〕

3 委員長は、第1項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第2）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4・5 〔省略〕

（専任教員の選考）

第5条 教員人事会議は、前条第5項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員等選考結果報告書（様式第4）により、教育研究評議会に報告するものとする。

3・4 〔省略〕

（選考の基準）

第6条 候補者の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に基づき行わなければならない。ただし、実務家教員（教職等において実務の経験を有する者）の選考基準については、別に定める。

（候補者の再審査）

第7条 〔省略〕

（候補者の選考の制限）

第8条 〔省略〕

（選考委員会の開催）

第9条 選考委員会を開催するときは、委員長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに公示することにより替えることができる。

（選考委員会の定足数）

第10条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

（選考委員会委員以外の者の出席）

第11条 選考委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公募）

第12条 〔省略〕

（特任教員の選考）

第13条 特任教員候補者の選考は、特任教員候補者選考委員会（以下この条において「選考委員会」という。）が特任教員候補者として選考した者のうちから、教授会が行う。

(非常勤講師の選考)

第14条 非常勤講師候補者の選考は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書(様式第5)により非常勤講師候補者選考委員会(以下この条から第18条までにおいて「選考委員会」という。)が行う。

2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。

3 選考委員会の開催は、委員長が必要と認める場合は、電子的な開催方法等により、遠隔会議又は書面審議にて開催することができるものとする。

4 選考委員会が遠隔会議又は書面審議にて開催される場合、18条第1項の投票は電子的方法を用いることができるものとする。

(非常勤講師に係る開設承認)

第15条 非常勤講師候補者の選考を行う選考委員会の開催は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考委員会開設申請書(様式第6)により、教員人事会議の承認を得なければならない。

(組織)

2 第3条から第4条及び第6条から第12条までの規定は、特任教員の選考に準用する。この場合において、第3条中「教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書(様式第1)」とあるのは「教職大学院特任教員候補者選考委員会開設申請書(様式第5)」と、第4条第3項中「教員候補者選考調書(様式第2)」とあるのは「特任教員候補者選考調書(様式第6)」と、第5項中「教職大学院専任教員候補者選考結果報告書(様式第3の3)及び全候補者一覧(様式第3の1)」(昇任の選考の場合は昇任候補者(様式第3の2))並びに教員候補者選考調書(様式第2)」とあるのは「特任教員候補者(教職大学院)選考結果報告書(様式第7の1)及び特任教員候補者選考調書(様式第6)」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教を称することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考委員会の選考を省略するものとする。

5 前項の規定により選考を省略する場合は、委員長は、特任教員候補者(教職大学院)選考結果報告書(様式第7の2)により、学長、教員人事会議及び教授会に報告するものとする。

(特任教員候補者の選考結果報告)

第14条 学長は、特任教員候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員等選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。

(非常勤講師の選考)

第15条 非常勤講師候補者の選考は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書(様式第8)により非常勤講師候補者選考委員会(以下この条から第17条までにおいて「選考委員会」という。)が行う。

2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。

(非常勤講師に係る開設承認)

第16条 非常勤講師候補者の選考を行う選考委員会の開催は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考委員会開設申請書(様式第9)により、教員人事会議の承認を得なければならない。

(組織)

**第16条** 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教職大学院長
- (2) 副教職大学院長

(3) 当該プログラムを担当する教授 1名

(4) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 3名  
(委員長)

**第17条** 選考委員会に委員長を置き、教職大学院長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、次条に規定する投票に加わることができない。

(非常勤講師候補者の選考手続)

**第18条** 非常勤講師候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員(委員長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。

- 2 委員長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき(第21条の規定により選考手続を省略した場合を含む。)は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書(様式第7)により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

(非常勤講師候補者の選考の制限)

**第19条** 前条第1項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師候補者となることができない。

(準用)

**第20条** 第8条、第11条及び第12条の規定は、非常勤講師の選考に準用する。

(非常勤講師の選考手続の省略)

**第21条** 現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師及び大学院教育学研究科担当非常勤講師として選考されたことがある者については、第14条から前条までの選考手続を省略する。

(非常勤講師候補者の選考結果報告)

**第22条** 学長は、非常勤講師候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。

(要項の改廃)

**第23条** この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(その他)

**第16条の2** 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教職大学院長
- (2) 副教職大学院長
- (3) 総合教育科学系長

(4) 当該プログラムを担当する教授 3名

(5) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 2名  
(委員長)

**第16条の3** 選考委員会に委員長を置き、教職大学院長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、次条に規定する投票に加わることができない。

(非常勤講師候補者の選考手続)

**第17条** 非常勤講師候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員(委員長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。

- 2 委員長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき(第20条の規定により選考手続を省略した場合を含む。)は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書(様式第10)により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

(非常勤講師候補者の選考の制限)

**第18条** 前条第1項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師候補者となることができない。

(準用)

**第19条** 第6条、第9条、第10条及び第11条の規定は、非常勤講師の選考に準用する。

(非常勤講師の選考手続の省略)

**第20条** 現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師及び大学院教育学研究科担当非常勤講師として選考されたことがある者については、第15条から前条までの選考手続を省略する。

(非常勤講師候補者の選考結果報告)

**第21条** 学長は、非常勤講師候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。

(要項の改廃)

**第22条** この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(その他)

第24条 この要項に定めるもののほか、専任教員及び非常勤講師の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

[省略]

様式第2

教員候補者選考調書

教職大学院

年 月 日

教職大学院教授会

[省略]

様式第4

教職大学院専任教員等選考結果報告書

[省略]

「選考区分」欄には、採用、昇任及び移籍の別を記載する。

「年齢」は、採用等予定年月日における年齢を記載する。

「採用等予定年月日」欄には、非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。

「備考」欄には、第21条により選考手続を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

第23条 この要項に定めるもののほか、専任教員、特任教員及び非常勤講師の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

[省略]

様式第2

教員候補者選考調書

教職大学院

年 月 日

総合教育科学系教授会

[省略]

様式第4

教職大学院専任教員等選考結果報告書

[省略]

「選考区分」欄には、採用、昇任及び移籍の別を記載する。

「年齢」は、採用等予定年月日における年齢を記載する。

「採用等予定年月日」欄には、非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。

「備考」欄には、第13条第4項により選考を省略する場合及び第20条により選考手続を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

様式第5

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

東京学芸大学長 殿

教職大学院長

教職大学院特任教員候補者選考委員会開設申請書

下記のとおり、特任教員の配置を申請します。

記

1. 配置を必要とする教室

2. 配置を必要とする理由

3. 特任教員採用予定日

4. 職務内容（担当業務等）

5. その他

様式第6

特任教員候補者選考調書

(教職大学院)

年 月 日

総合教育科学系教授会

選考委員会委員

委員長

委員

選 定 表

<u>区</u> <u>分</u>	
<u>選考基準該当条項</u>	
<u>賛成投票数</u>	
<u>選考委員会</u> <u>開催年月日</u>	
<u>氏</u> <u>名</u>	

選考調書

ふりがな  
氏名  
生年月日  
現住所  
(国籍)

I 略歴

- 1 学歴
- 2 学位・称号
- 3 免許・資格
- 4 職歴

II 研究業績

※比較的最近の研究業績のうちから、代表的なもの5点記載する。

III 教育業績

- 1 教育歴の内容
- 2 指導の状況
- 3 授業公開等の実績
- 4 作成した教科書や教材等
- 5 教育に関する執筆・発言等
- 6 教育に関する社会的貢献
- 7 教育に関する受賞等

8 教育に関する実務経験  
9 その他の教育実績及び特記事項  
IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。

様式第7の1

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

東京学芸大学長 殿

教職大学院長

特任教員候補者（教職大学院）選考結果報告書

下記のとおり、特任教員候補者を選考しましたので報告します。

記

<u>ふりがな</u> <u>氏名</u> <u>(年齢)</u>	<u>区分</u>	<u>選考基準</u> <u>該当条項</u>	<u>選考委員会</u>		<u>教授会</u>		<u>採用予定年</u> <u>月日</u>
			<u>開催年</u> <u>月日</u>	<u>賛成</u> <u>投票</u> <u>数</u>	<u>開催年</u> <u>月日</u>	<u>賛成</u> <u>投票</u> <u>数</u>	

「年齢」は、採用予定年月日現在

様式第7の2

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

東京学芸大学長 殿

教職大学院長

特任教員候補者（教職大学院）選考結果報告書

下記のとおり、特任教員候補者を選考しましたので報告します。

記

<u>ふりがな</u> <u>氏名</u> <u>生年月日</u> ( <u>年齢</u> )	<u>現職</u>	<u>区分</u>	<u>職務内容</u>	<u>雇用期間</u>	<u>備考</u>

※ 備考欄には前回雇用年度を記載する。

様式第5

教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書

[省略]

様式第6

教職大学院担当非常勤講師候補者選考委員会開設申請書

[省略]

様式第7

教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書

[省略]

※備考欄には、第 21 条により選考手続を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

様式第8

教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書

[省略]

様式第9

教職大学院担当非常勤講師候補者選考委員会開設申請書

[省略]

様式第10

教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書

[省略]

※備考欄には、第 20 条により選考手続を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。